

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号  
株式会社イントランス  
代表取締役社長 濱 谷 雄 二

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月18日(木曜日)午後6時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー東急ホテル39階 ルナール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第22期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第22期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)  
計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.intrance.jp/>)に掲載させていただきます。

## ＜新型コロナウイルス感染防止への対応について＞

- 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付には消毒薬を設置いたします。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方等におかれましては、ご出席を見合わせることもご検討ください。
- ご出席くださる株主様には、マスクの着用や、受付に設置の消毒液のご使用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願いいたします。
- 当日体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善が継続するものの、米中間での貿易摩擦が長期化するほか、消費税増税に伴う景気の減速、慢性的な労働力不足など、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。また、年明け以降、新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に及ぼす懸念も徐々に高まり、今後留意が必要な状況となっております。

当社グループの属する不動産市場におきましては、低金利により、相対的に安定した利回りを得られるわが国の不動産への投資ニーズは高く、収益性の向上等が見込まれることから、不動産コンサルティング需要は依然旺盛な状況が続いておりますが、新型コロナウイルスの影響により、多くの投資家は投資に対して慎重な姿勢を取っております。

このような状況下、当社グループでは、投資対象とする不動産の潜在的価値を高めたうえで販売を行うプリンシパルインベストメント事業、プロパティマネジメントサービス（物件ごとのニーズに合ったオーダーメイド型の入居者管理代行サービス）、及び賃貸事業や不動産賃貸・売買の仲介業務を行うソリューション事業、並びに当社の連結子会社である株式会社大多喜ハーブガーデン（以下、大多喜ハーブガーデン）にて、ハーブガーデンの運営を行うその他事業にそれぞれ注力してまいりました。前第4四半期連結会計期間からは、新たにインバウンドをターゲットとして、差別化された宿泊施設の取得・開発及び観光周辺サービスといったインバウンド関連事業に取り組んでまいりました。加えて、2019年10月には、当社が行うインバウンド関連事業の運営分野を担う株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツを新たに設立いたしました。これにより、イントランスグループとしては、インバウンド向け宿泊施設の取得・開発・販売に留まらず、宿泊施設の開発サポート、運営管理のコンサルティングサービス、送客プロモーション等の提供、及び宿泊施設の所有時だけでなく、物件販売後も収益機会を得ることが可能となるグループ体制となりました。一方、2020年初めからの新型コロナウイルスの感染拡大とその影響の長期化は、当社グループが推進するインバ

ウンド関連事業全体にも影響を及ぼしており、そのうち横丁事業におきまして、横丁施設を開発する予定でありました3か所（高崎、和歌山、松山）を中止いたしました。

この結果、売上高は1,174,444千円（前年同期比57.3%減）、営業損失は931,704千円（前年同期は375,565千円の営業利益）、経常損失は973,033千円（前年同期は367,044千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,013,550千円（前年同期は55,687千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

#### （プリンシパルインベストメント事業）

プリンシパルインベストメント事業につきましては、保有する販売用不動産の売却活動を継続的に行ったものの、2件の売却に留まりました。また、保有する販売用不動産について販売価格の見直しに伴い、116,765千円のたな卸資産評価損を計上いたしました。

この結果、売上高は587,558千円（前年同期比72.1%減）、セグメント損失（営業損失）は390,826千円（前年同期は551,163千円の営業利益）となりました。

#### （ソリューション事業）

ソリューション事業につきましては、賃貸事業において和歌山マリーナシティ内3施設の配当金収入を計上したものの、前第2四半期連結会計期間に埼玉県蓮田市に所在する物件を売却したことにより、賃料収入が減少いたしました。

この結果、売上高は395,751千円（前年同期比14.4%減）、セグメント損失（営業損失）は246,389千円（前年同期は142,422千円の営業利益）となりました。

#### （その他）

連結子会社の大多喜ハーブガーデンが運営するハーブガーデンにつきましては、各種イベントの開催を積極的に行った結果、入園者数は前年同期比33%増と大幅に増加（2019年3月～2020年2月）いたしました。一方、飲食店等へのハーブ卸売事業においては、2019年9月に発生した台風15号の影響によりハーブの生産量が減少し、また新型コロナウイルスの影響が期末に掛けて出始めた結果、飲食店向けの卸売事業が減収いたしました。

この結果、売上高は191,135千円（前年同期比2.6%増）、セグメント損失（営業損失）は6,302千円（前年同期は12,222千円の営業損失）となりました。

**(2) 設備投資の状況**

該当事項はありません。

**(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分**の状況

詳細については、「連結注記表 I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 1. 連結の範囲に関する事項」に記載しております。

**(8) 対処すべき課題**

① 財務基盤の強化

当社グループは、インバウンド事業の推進にあたっては機動的な資金確保が必要であるため、投下資本の早期回収に努め、安定した財務基盤の構築に努めてまいります。

② 事業間の連携強化

当社グループは、インバウンド事業の推進にあたり、子会社3社（株式会社大多喜ハーブガーデン、株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ、瀛創（上海）商务咨询有限公司）との連携強化により、インバウンド事業の早期収益化並びに企業価値の向上を目指してまいります。

③ 新たな事業への取り組み

今後のインバウンド事業拡大のためには、当社の事業方針等に則った事業会社の買収等が必要であると考えます。そのため、当社の中長期的な方針として、企業買収・事業連携等による売上高増加と収益の拡大を目指した経営を実践してまいります。

## (9) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2016年度)	第20期 (2017年度)	第21期 (2018年度)	第22期 (当連結会計年度) (2019年度)
売 上 高 (千円)	2,743,685	2,623,942	2,752,661	1,174,444
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	459,717	△27,250	367,044	△973,033
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	284,674	△74,695	55,687	△1,013,550
1株当たり当期純利益又は は当期純損失 (△) (円)	7.68	△2.01	1.50	△27.34
総 資 産 (千円)	7,247,459	6,030,983	5,069,980	4,027,937
純 資 産 (千円)	3,104,481	2,955,644	3,011,332	2,010,354
1株当たり純資産額 (円)	83.75	79.73	81.23	53.95

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2016年度)	第20期 (2017年度)	第21期 (2018年度)	第22期 (当事業年度) (2019年度)
売 上 高 (千円)	2,410,051	2,279,923	385,728	981,509
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	330,414	△147,673	△116,374	△968,128
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	218,505	△155,656	△150,850	△719,513
1株当たり当期純利益又は は当期純損失 (△) (円)	5.89	△4.20	△4.07	△19.41
総 資 産 (千円)	7,820,207	6,439,914	6,619,690	4,012,951
純 資 産 (千円)	3,117,877	2,888,079	2,737,228	2,028,148
1株当たり純資産額 (円)	84.11	77.91	73.84	54.43

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は合同会社インバウンドインベストメント及びE Tモバイルジャパン株式会社であります。

資本関係は、E Tモバイルジャパン株式会社は、当社株式を直接所有する合同会社インバウンドインベストメントの親会社であり、当社株式を18,256,000株(議決権比率49.25%)を間接所有しております。

人的関係は、E Tモバイルジャパン株式会社の代表者である何同璽氏が当社の取締役を務めております。

取引関係は現在のところありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大多喜ハーブガーデン	80,000千円	100%	その他事業
株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ	50,000千円	100%	ソリューション事業
瀛創(上海)商务咨询有限公司	50万米ドル	100%	ソリューション事業

## (11) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

区分	事業内容
プリンシパルインベストメント事業	自己勘定による不動産購入及び売却
ソリューション事業	不動産運営による賃料収入、不動産管理による管理収入、不動産仲介による手数料収入、コンサルティング等
その他事業	株式会社大多喜ハーブガーデンにおいてハーブガーデンの運営及びハーブ等の生産・販売

(12) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

- ① 当 社 本社：東京都渋谷区
- ② 子会社
- 株式会社大多喜ハーブガーデン 本社：千葉県夷隅郡大多喜町
- 株式会社イントランスホテルズ  
アンドリゾーツ 本社：東京都渋谷区
- 瀛創（上海）商务咨询有限公司 本社：中国上海市

(13) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
39名	10名増

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	13名	2名増	43.6歳	4.5年
女 性	7名	1名増	32.8歳	2.8年
合計又は平均	20名	3名増	39.8歳	3.9年

(14) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	495,000千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	412,500千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	338,296千円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	202,500千円
株 式 会 社 伊 予 銀 行	95,000千円

(15) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 115,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 37,070,600株（自己株式60,400株を除く）  
 (3) 株主数 10,035名  
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社インバウンドインベストメント	18,256,000株	49.25%
株式会社津 聖 一	795,700株	2.15%
株式会社エスネッツ	509,000株	1.37%
株式会社SBI証券	502,400株	1.36%
有限会社レアリア・インベストメント	446,300株	1.20%
上 島 規 男	350,000株	0.94%
INTERACTIVE BROKERS LLC	311,200株	0.84%
関 浩 子	290,000株	0.78%
岩 崎 秀 夫	213,700株	0.58%
高 橋 良 郎	167,000株	0.45%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
 (第4回新株予約権)

	取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役
発行決議日	2019年9月11日	
保有者数	3名	4名
新株予約権の数	2,400個	1,600個
目的である株式の種類及び数	普通株式 240,000株	普通株式 160,000株
新株予約権の払込金額	払込要しない	
新株予約権の行使価額	1個につき134円	
新株予約権の行使期間	2021年9月12日から2026年9月11日	
新株予約権の行使の条件	(注)	

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
2. 新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
3. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の状況  
(第4回新株予約権)

	当社従業員	当社子会社の取締役
発行決議日	2019年9月11日	
保有者数	4名	1名
新株予約権の数	1,600個	400個
目的である株式の種類及び数	普通株式 160,000株	普通株式 40,000株
新株予約権の払込金額	払込要しない	
新株予約権の行使価額	1個につき134円	
新株予約権の行使期間	2021年9月12日から2026年9月11日	
新株予約権の行使の条件	(注)	

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
2. 新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
3. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはで

きない。

4. 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) その他新株予約権等に関する事項

当社は、2019年9月11日の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である税理士 小林雅明氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2019年9月30日に付与いたしました。

(第5回新株予約権)

新株予約権の数	18,000個
目的である株式の種類及び数	普通株式 1,800,000株
新株予約権の払込金額	1,800,000円
新株予約権の発行価額	1個につき100円
新株予約権の行使時の払込金額	1個につき125円
新株予約権の行使期間	2021年7月1日から2029年9月30日
増加する資本金及び資本準備金	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から、上記1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 本第5回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」といいます。)は、本第5回新株予約権を行使することができず、受託者より本第5回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」といいます。)のみが本第5回新株予約権を行使できることとする。
2. 受益者は、2021年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が11億円を超過した場合に限り、各受益者が交付を受けた本第5回新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益の金額を参照する

ものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

3. 受益者は、本新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第5回新株予約権を行使することができない。
5. 本第5回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第5回新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 本第5回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	濱 谷 雄 二	
取 締 役	数 野 敏 男	株式会社イントランスホテルズアンドリゾート取締役
取 締 役	太 田 孝 昭	税理士 株式会社OAG 代表取締役 株式会社OAGビジコム 代表取締役 株式会社OAGコンサルティング 代表取締役 株式会社OAGアウトソーシング 代表取締役 株式会社GEN 代表取締役 株式会社N&Oコンサルティング 代表取締役
取 締 役	何 同 璽	合同会社インバウンドインベストメント 職務執行者 E Tモバイルジャパン株式会社 代表取締役 株式会社いるカラボ 代表取締役 北京逸行之旅信息科技有限公司 董事長 北京逸行国際旅行社有限公司 執行董事 瀛之行（上海）国际旅行社有限公司 執行董事 株式会社イントランスホテルズアンドリゾート 取締役
取 締 役	日 比 野 健	
取 締 役	清 水 洋 一 郎	株式会社Mビジュアル 取締役 一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構 代表理事
取 締 役	垣 花 直 樹	株式会社インフォーマート 社外監査役
常 勤 監 査 役	青 沼 丈 二	
監 査 役	平 田 邦 夫	
監 査 役	上 床 竜 司	弁護士

- (注) 1. 取締役太田孝昭氏、日比野健氏、清水洋一郎氏及び垣花直樹氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役平田邦夫氏及び上床竜司氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役平田邦夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役青沼丈二氏につきましては、金融業界に長らく携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役黒田清行氏は、2019年6月20日開催の定時取締役会開催の時をもって辞任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役である太田孝昭氏、日比野健氏、清水洋一郎氏及び垣花直樹氏、並びに監査役である青沼丈二氏、平田邦夫氏、上床竜司氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	66,150千円
監 査 役	5名	12,300千円
合 計	12名	78,450千円

(注) 上記報酬等の額のうち、社外取締役4名及び社外監査役4名の報酬等の合計額は28,050千円であります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役太田孝昭氏は、株式会社OAG、株式会社OAGビジコム、株式会社OAGコンサルティング、株式会社N&Oコンサルティングの代表取締役を兼職しておりますが、兼職先との取引関係はありません。また同氏は、株式会社OAGアウトソーシング及び株式会社GENの代表取締役を兼職しており、兼職先に対し当社経理業務の一部をアウトソーシングしております。

取締役清水洋一郎氏は、株式会社Mビジュアルの取締役及び一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構の代表理事を兼職しておりますが、兼職先との取引関係はありません。

取締役垣花直樹氏は、株式会社インフォーマットの社外監査役を兼職しておりますが、兼職先との取引関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役太田孝昭氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中14回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

取締役日比野健氏は、就任後に開催された取締役会13回中12回に出席し、主に旅行業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

取締役清水洋一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中17回に出席し、主に旅行業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

取締役垣花直樹氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中17回に出席し、主に金融業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

監査役平田邦夫氏は、就任後に開催された取締役会13回中12回に出席、監査役会10回中10回に出席し、主に航空業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地に基づき、コンプライアンスの観点から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

監査役上床竜司氏は、就任後に開催された取締役会13回中13回に出席、監査役会10回中10回に出席し、主に弁護士として法務実務における高い専門性を有しており、コンプライアンスの観点から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

三優監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 上記①の額は、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度における職務執行状況を勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の概要

#### 1 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社は、取締役会を定期的に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、常勤監査役及び社外監査役により取締役の職務執行の適法性を監査する。
- ② コンプライアンスに関する行動規範を定め、コンプライアンスに関する社内意識を高めるとともに、法令及び定款、さらには社内規程等を遵守するよう当社及び当社子会社の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制担当者が各業務にわたり、法令遵守のシステムを維持する一方で、内部監査人が内部統制システムの整備状況・運用状況の評価を図り全社的な内部統制を実現する。
- ③ 内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの基本計画を策定し、当社及び当社子会社の内部統制システムの更なる充実を図る。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社及び当社子会社は、情報の保存及び管理に関する社内諸規程を整備し、規程に基づく情報の保存及び管理を実施する。また、情報の性質に応じて、保存及び管理の責任の所在を明確にし、保存部署・保存年限・保存形式を定める。
- ② 保存及び管理された情報は、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

#### 3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に対応する社内規程に基づきリスク管理委員会を設置しており、法令・社内規程及び企業倫理を遵守する意識を当社及び当社子会社に浸透させるとともに、未然にリスクを防止し、リスクの発生時には被害の最小化、被害拡大の防止、二次拡大の防止、復旧対策を行う。

#### 4 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、職務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の決裁権限と責任を明確にし、取締役の迅速かつ効率的な職務の執行を実現する。子会社においても、これに準拠した体制を構築する。



- ② 取締役会は、市況や環境の変化に対応した当社及び当社子会社のビジョンと経営計画を決定し、取締役の職務執行の指針を示し、効率的な職務執行を実現する。
- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘する。

## 5 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

「関係会社管理規程」を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うこととする。

## 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置する。その場合の当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性確保に努める。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、その職務を遂行するにあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

## 7 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社及び当社子会社に著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告することとする。
- ② 当社内部監査部門は、「内部監査規程」により、当社監査役に監査状況等を定期的に報告することとする。
- ③ 当社は、上記の報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

## 8 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当社監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

## 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は法令に従い社外監査役を含み、公正さと透明性を担保する。
- ② 監査役が、会計監査人及び内部監査人と相互に連携を図ることで、監査の実効性を高める。
- ③ 監査役は代表取締役社長と定期的に会合をもち、相互に意見交換を行い、効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

## 10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもちたないことを企業倫理及び基本姿勢としている。さらに、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進すべく、社内の担当機関のみならず外部専門機関とも連携し、代表取締役社長等経営陣のみならず組織全体として関係遮断の不断の努力をしている。

## 11 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社及び当社子会社は、反社会的勢力との関係遮断のため、行動指針を整備する。また販売、仕入等各業務にわたり、反社会的勢力との関係を排除すべく、取引の相手方が反社会的勢力との関係をもっていないかにつき自ら調査するとともに外部専門機関にも調査を依頼している。また、調査結果は代表取締役社長に報告している。取引を始めるにあたり、事前調査をすることで、未然に反社会的勢力との関係を排除することが可能となり、反社会的勢力からの被害を防止している。さらに、社内各部に反社会的勢力との関係排除の基本姿勢を周知徹底すべく、指導及び教育を時宜に応じて行っており、組織全体に反社会的勢力排除の理念を浸透させている。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを確認しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,999,619</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>806,083</b>
現金及び預金	819,677	買掛金	6,217
売掛金	48,900	短期借入金	274,406
販売用不動産	2,615,030	1年内返済予定の長期借入金	215,000
その他のたな卸資産	9,445	リース債務	779
その他	507,459	未払法人税等	369
貸倒引当金	△895	前受金	12,157
<b>固 定 資 産</b>	<b>28,318</b>	賞与引当金	10,877
<b>有形固定資産</b>	<b>5,735</b>	その他	286,274
建物	803	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,211,499</b>
工具、器具及び備品	160	長期借入金	1,203,889
リース資産	4,770	リース債務	4,560
<b>無形固定資産</b>	<b>48</b>	その他	3,050
その他	48	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,017,582</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,534</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	120,534	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,997,781</b>
貸倒引当金	△98,000	資本金	1,133,205
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,027,937</b>	資本剰余金	903,204
		利益剰余金	△36,151
		自己株式	△2,476
		その他の包括利益累計額	2,139
		為替換算調整勘定	2,139
		新株予約権	10,432
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,010,354</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,027,937</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,174,444
売 上 原 価		1,121,981
売 上 総 利 益		52,463
販売費及び一般管理費		984,168
営 業 損 失		931,704
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,374	
受 取 保 険 金	7,440	
そ の 他	1,400	10,214
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,107	
資 金 調 達 費 用	17,620	
そ の 他	2,815	51,543
経 常 損 失		973,033
特 別 損 失		
減 損 損 失	15,314	15,314
税金等調整前当期純損失		988,348
法人税、住民税及び事業税	1,280	
法人税等調整額	23,921	25,202
当 期 純 損 失		1,013,550
親会社株主に帰属する当期純損失		1,013,550

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,133,205	903,204	977,398	△2,476	3,011,332
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,013,550		△1,013,550
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,013,550	-	△1,013,550
当 期 末 残 高	1,133,205	903,204	△36,151	△2,476	1,997,781

	その他の包括利益累計額 為替換算調整勘定	新株予約権	純資産合計
	当 期 首 残 高		
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する当期純損失	-	-	△1,013,550
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,139	10,432	12,572
当 期 変 動 額 合 計	2,139	10,432	△1,000,977
当 期 末 残 高	2,139	10,432	2,010,354

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。  
連結子会社数 4社  
連結子会社の名称  
株式会社大多喜ハーブガーデン  
株式会社イントランスファンディング  
瀛創（上海）商务咨询有限公司  
株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ  
なお、株式会社イントランスファンディング、瀛創（上海）商务咨询有限公司、株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツについては、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めることとし、株式会社蓮田ショッピングセンターについては、清算終了したため連結の範囲から除外しております。
2. 会計方針に関する事項
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券  
その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② たな卸資産  
販売用不動産  
個別法による原価法を採用しております。  
(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)  
その他のたな卸資産  
評価基準は原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定しております。)  
商品については先入先出法、原材料・貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
ただし1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 5～10年 |
- ② リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- 賞与引当金  
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法  
金利スワップ取引について特例処理を採用しております。
- ② 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## II 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	1,980,514千円
その他(流動資産)	35,212千円
計	2,015,727千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	244,406千円
1年内返済予定の長期借入金	198,332千円
長期借入金	1,183,058千円
計	1,625,796千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 57,043千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

## III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 37,131,000株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第4回新株予約権	普通株式	—	600,000	—	600,000	6,967
第5回新株予約権	普通株式	—	1,800,000	—	1,800,000	3,465
合計		—	2,400,000	—	2,400,000	10,432

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。



## IV 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に不動産再生事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、不動産再生事業資金については、金融機関と交渉し、案件毎に販売用不動産に担保設定を行うことにより、資金調達を行っております。一時的な余資については、安全性の高い金融資産（預金等）で運用しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な投資は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に不動産再生事業資金として調達した資金ですが、本借入金については、金利変動リスクを回避するため、固定金利での調達を行う場合もあります。なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権は与信管理規程に従い、管理本部により、主要取引先の状況をモニタリングすることで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

金利変動リスクを回避するため、固定金利での調達を行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画表を作成・更新することなどにより流動性リスクの管理を行っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	819,677	819,677	-
(2) 売掛金	48,900	48,900	-
資産計	868,578	868,578	-
(1) 買掛金	6,217	6,217	-
(2) 短期借入金	274,406	274,406	-
(3) 長期借入金(※)	1,418,889	1,418,097	△791
(4) 未払法人税等	369	369	-
負債計	1,699,882	1,699,090	△791

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金(2) 短期借入金(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

## V 1株当たり情報に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 53円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 27円34銭 |

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,866,671</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>773,303</b>
現金及び預金	722,114	短期借入金	244,406
売掛金	35,860	関係会社短期借入金	30,000
販売用不動産	2,615,030	1年内返済予定の長期借入金	215,000
前渡金	142,176	リース債務	779
前払費用	5,069	未払金	57,193
その他	347,314	未払費用	8,844
貸倒引当金	△895	前受金	12,157
<b>固 定 資 産</b>	<b>146,280</b>	預り金	80,760
<b>有形固定資産</b>	<b>5,735</b>	賞与引当金	10,877
建物附属設備	803	その他の	113,284
工具、器具及び備品	160	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,211,499</b>
リース資産	4,770	長期借入金	1,203,889
<b>無形固定資産</b>	<b>48</b>	リース債務	4,560
電話加入権	48	その他の	3,050
<b>投資その他の資産</b>	<b>140,497</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,984,802</b>
関係会社株式	51,000	<b>純 資 産 の 部</b>	
出資金	39	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,017,715</b>
関係会社出資金	53,050	資本金	1,133,205
関係会社長期貸付金	155,000	資本剰余金	903,204
長期前払費用	374	資本準備金	903,204
その他	120,033	利益剰余金	△16,217
貸倒引当金	△239,000	その他利益剰余金	△16,217
		繰越利益剰余金	△16,217
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,476</b>
		新株予約権	10,432
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,012,951</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,028,148</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,012,951</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		981,509
売 上 原 価		1,035,605
売 上 総 損 失		54,096
販売費及び一般管理費		851,198
営 業 損 失		905,294
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,664	
受 取 保 険 金	2,331	
そ の 他	731	7,726
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,329	
資 金 調 達 費 用	17,902	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	20,000	
そ の 他	1,328	70,560
経 常 損 失		968,128
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	273,486	273,486
税 引 前 当 期 純 損 失		694,641
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950	
法 人 税 等 調 整 額	23,921	24,871
当 期 純 損 失		719,513

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	1,133,205	903,204	703,295	△2,476	2,737,228	-	2,737,228
当期変動額							
当期純損失			△719,513		△719,513		△716,513
株主資本以外の項目の当期変動額(借額)						10,432	10,432
当期変動額合計	-	-	△719,513	-	△719,513	10,432	△709,080
当期末残高	1,133,205	903,204	△16,217	△2,476	2,017,715	10,432	2,028,148

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 関係会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 販売用不動産  
個別法による原価法を採用しております。  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物附属設備 10～15年  
工具、器具及び備品 5～10年
- ② リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- 賞与引当金  
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計の方法  
金利スワップ取引について特例処理を採用しております。
- ② 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## Ⅱ 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	1,980,514千円
その他(流動資産)	35,212千円
計	2,015,727千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	244,406千円
1年内返済予定の長期借入金	198,332千円
長期借入金	1,183,058千円
計	1,625,796千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,619千円

### 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	95千円
関係会社に対する短期金銭債務	2,861千円

### Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	25,555千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	279,826千円

### Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	60,400株
------	---------

### Ⅴ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,800千円
未払固定資産税	2,290千円
販売用不動産	35,753千円
賞与引当金	3,330千円
繰越欠損金	371,982千円
関係会社株式評価損	3,827千円
貸倒引当金	73,455千円
その他	6,963千円
繰延税金資産小計	499,404千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△371,982千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△127,422千円
評価性引当金小計	△499,404千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円



## VI 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	子会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 4	科目	期末残高
子会社	株式会社 大多喜ハーブ ガーデン	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	-	関係会社 長期貸付金 (注) 2	155,000
				利息の受取 (注) 1	4,650	-	-
子会社	株式会社 イントランス ファンディング	所有 直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	30,000	関係会社 短期借入金	30,000
				利息の支払 (注) 3	1,157	未払費用	221
子会社	株式会社 蓮田ショッピ ングセンター (注) 5	所有 直接 100.0	役員の兼任	残余財産の 分配			
				金銭分配	722,307	-	-
				現物分配 (貸付金)	1,840,000	-	-
			関係会社清 算益	273,486	-	-	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付利率については、当社の資金調達金利を勘案して合理的に決定しております。  
 2. 株式会社大多喜ハーブガーデンに対する関係会社長期貸付金については、141,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額20,000千円を計上しております。  
 3. 資金の借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
 4. 取引金額には消費税等は含めておりません。  
 5. 株式会社蓮田ショッピングセンターは2019年4月23日をもって清算終了しております。

## VII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 54円43銭  
 2. 1株当たり当期純損失 19円41銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社イントランス  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 河 合 秀 敏 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イントランスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントランス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社イントランス  
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤浩史 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 河合秀敏 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イントランスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。



③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社イントランス 監査役会  
常 勤 監 査 役 青 沼 丈 二 ㊟  
監 査 役(社外監査役) 平 田 邦 夫 ㊟  
監 査 役(社外監査役) 上 床 竜 司 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 事業目的の追加

今後の事業内容の多角化に対応するため現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

#### (2) 取締役の員数の変更

今後の永続的な成長、それを支えるガバナンス強化に向けて取締役を増員するために、現行定款第18条（取締役会の員数）に定める取締役の員数の上限を7名から9名に変更するものであります。

#### (3) 取締役の任期短縮

今後の経営環境の変化に対応できる経営体制の構築、経営責任の明確化及び株主の皆様の信任の機会の増加によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化等を目的に、現行定款第20条（取締役の任期）に定める取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>6.</u> 飲食店の経営</p> <p><u>7.</u> コンピューターシステムの企画、設計、開発、製作、保守、技術提供および技術指導に関する業務ならびに代理業務</p> <p><u>8.</u> 各種情報サービス業務</p> <p><u>9.</u> マーケティング全般の企画</p> <p><u>10.</u> 各種イベントの企画、制作、運営</p> <p><u>11.</u> 人材育成の為の教育事業ならびにカウンセリング業務</p> <p><u>12.</u> 投資事業組合財産の運用および管理</p> <p><u>13.</u> 損害保険、生命保険の募集に関する代理業務</p> <p><u>14.</u> 貸金業業務</p> <p><u>15.</u> 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業</p> <p><u>16.</u> 金融商品取引法に基づく投資助言業・代理業</p> <p><u>17.</u> 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p><u>6.</u> 旅行業</p> <p><u>7.</u> 旅行者者代理業</p> <p><u>8.</u> 飲食店の経営</p> <p><u>9.</u> コンピューターシステムの企画、設計、開発、製作、保守、技術提供および技術指導に関する業務ならびに代理業務</p> <p><u>10.</u> 各種情報サービス業務</p> <p><u>11.</u> マーケティング全般の企画</p> <p><u>12.</u> 各種イベントの企画、制作、運営</p> <p><u>13.</u> 人材育成の為の教育事業ならびにカウンセリング業務</p> <p><u>14.</u> 投資事業組合財産の運用および管理</p> <p><u>15.</u> 損害保険、生命保険の募集に関する代理業務</p> <p><u>16.</u> 貸金業業務</p> <p><u>17.</u> 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業</p> <p><u>18.</u> 金融商品取引法に基づく投資助言業・代理業</p> <p><u>19.</u> 前各号に附帯する一切の事業</p>
<p>(取締役会の員数)</p>	<p>(取締役会の員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p>	<p>第18条 当社の取締役は<u>9</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役会の任期)</p>	<p>(取締役会の任期)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p><u>②</u> 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の経営監督機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を2名増員することとし、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	はまたに ゆうじ 濱谷 雄二 (1967年5月13日生)	1989年4月 住宅流通株式会社入社 1993年6月 株式会社ブラザサービス入社 2005年5月 当社入社 2006年6月 当社取締役財務・経理部長 2008年4月 当社取締役管理本部長兼経理・総務部部長 2008年10月 当社取締役管理部門管掌兼経理・総務部部長 2013年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役管理本部長 2018年6月 当社代表取締役社長(現任)	83,300
2	おおた たかあき 太田 孝昭 (1948年4月7日生)	1973年4月 東京国税局入局 1988年5月 太田税務会計事務所(現OAG税理士法人)所長 1988年5月 株式会社シーケーシステム研究所(現株式会社OAG)代表取締役(現任) 1991年9月 株式会社OAGアウトソーシング代表取締役(現任) 1991年11月 株式会社ビジコム(現株式会社OAGビジコム)代表取締役(現任) 2007年1月 OAG税理士法人代表社員 2009年2月 株式会社OAGコンサルティング代表取締役(現任) 2010年5月 株式会社GEN代表取締役(現任) 2010年6月 当社取締役(現任) 2018年3月 株式会社N&Oコンサルティング代表取締役(現任)	—

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名 (日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	か どうじ 何 同壘 (1970年10月2日生)	2003年4月 株式会社オリエンタル・ソリューション取締役 2004年9月 ETモバイルジャパン株式会社代表取締役(現任) 2008年9月 北京逸行国際旅行社有限公司執行董事(現任) 2012年3月 北京逸行之旅信息科技有限公司董事長(現任) 2016年9月 瀛之行(上海)国际旅行社有限公司執行董事(現任) 2018年2月 株式会社いるカラボ代表取締役(現任) 2018年9月 合同会社インバウンドインベストメント職務執行者(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2019年10月 株式会社イントランスホテルズアンドリゾート取締役(現任)	—
4	ひ び の けん 日比野 健 (1951年1月7日生)	1974年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社JTB)入社 1995年3月 同社団体旅行京都支店長 2001年4月 同社経営企画部長 2003年6月 株式会社JTBビジネストラベルソリューションズ代表取締役社長 2008年6月 株式会社JTB取締役旅行事業本部長 2010年4月 株式会社JTB西日本代表取締役社長 2012年6月 株式会社JTB代表取締役専務(グローバル事業担当) 株式会社JTB総合研究所代表取締役社長 2019年2月 当社顧問 2019年6月 当社取締役(現任)	—
5	しみず よういちろう 清水 洋一郎 (1950年11月18日生)	1974年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社JTB)入社 1994年4月 株式会社ジェイティービー 関西営業本部営業開発部長 2008年6月 株式会社ジェイコム(現株式会社JTBコミュニケーションデザイン)常務取締役 2009年6月 同社 代表取締役 2010年4月 株式会社JTBコミュニケーションズ(現株式会社JTBコミュニケーションデザイン)代表取締役 2012年6月 国土交通省観光庁 東北観光傳統括ディレクター 2016年2月 株式会社Mビジュアル代表取締役 2016年10月 一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構 代表理事 2019年1月 当社取締役(現任) 2019年6月 株式会社Mビジュアル取締役(現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
6	かきはな なおき 垣花 直樹 (1952年5月9日生)	1977年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1996年5月 同行 三田支店長 2001年12月 同行 赤坂支店長 2004年4月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）コーポレートファイナンス部長 2007年6月 三菱UFJキャピタル株式会社 常務執行役員 2008年6月 同社 代表取締役常務 2011年10月 独立行政法人水資源機構 監事 2016年3月 株式会社インフォマート 社外監査役（現任） 2019年1月 当社取締役（現任）	—
7	きゅう ひい 仇 非 (1967年8月2日生)	2003年3月 博世（中国）有限公司マーケティングマネージャー 2004年9月 福特汽車（中国）有限公司 大中華区マーケティング総監 2007年7月 行物文化伝播有限公司CEO 2009年7月 新華都実業集団（上海）投資有限公司総裁 2015年4月 上海复医天健医療服務産業股份有限公司董事（現任） 2016年6月 飛拓無限信息技術（北京）股份有限公司董事（現任） 2017年10月 浙江快准車服網絡科技有限公司董事（現任） 2018年4月 正知資本CEO（現任）	—
8	り こう 李 興 (1972年1月2日生)	1994年6月 広東省食品輸出入集団公司香港宝粤貿易有限公司副総経理兼財務総監 2006年4月 合生創展集団有限公司天津地域支社財務総監 2008年3月 中国奥園不動産集団 瀋陽支社副総経理兼財務総監 2010年1月 中恵集団 財務管理センター総経理 2014年5月 同社副総裁（現任）	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 太田孝昭氏、日比野健氏、清水洋一郎氏、垣花直樹氏、仇非氏及び李興氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
- ① 太田孝昭氏を社外取締役候補者とした理由は、多数の企業経営者として豊富な経験・知識を持つとともに、税理士業務にも精通しており、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化に資するものと判断し、選任をお願いするものであります。
- 日比野健氏につきましては、長年にわたって培われた旅行業界における豊富な知見及び経営者としての高度な知見と豊富な経験に基づき、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。
- 清水洋一郎氏につきましては、長年にわたって培われた旅行業界における豊富な知見及び経営者としての高度な知見と豊富な経験に基づき、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。
- 垣花直樹氏につきましては、長年にわたって培われた金融業界における豊富な知見及び経営者としての高度な知見と豊富な経験に基づき、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。
- 仇非氏につきましては、中国での経営者としての高度な知見と豊富な経験に基づき、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。
- 李興氏につきましては、中国での不動産開発業界における豊富な知見及び財務及び会計に関する高度な知見と豊富な経験に基づき、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。
- ② 太田孝昭氏、日比野健氏、清水洋一郎氏、垣花直樹氏、仇非氏及び李興氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
- ③ 太田孝昭氏、日比野健氏、清水洋一郎氏、垣花直樹氏、仇非氏及び李興氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 太田孝昭氏、日比野健氏、清水洋一郎氏、垣花直樹氏、仇非氏及び李興氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
4. 太田孝昭氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。  
清水洋一郎氏及び垣花直樹氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年5ヶ月となります。  
日比野健氏は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 太田孝昭氏、日比野健氏、清水洋一郎氏、垣花直樹氏、仇非氏及び李興氏が選任された場合、当社は6氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

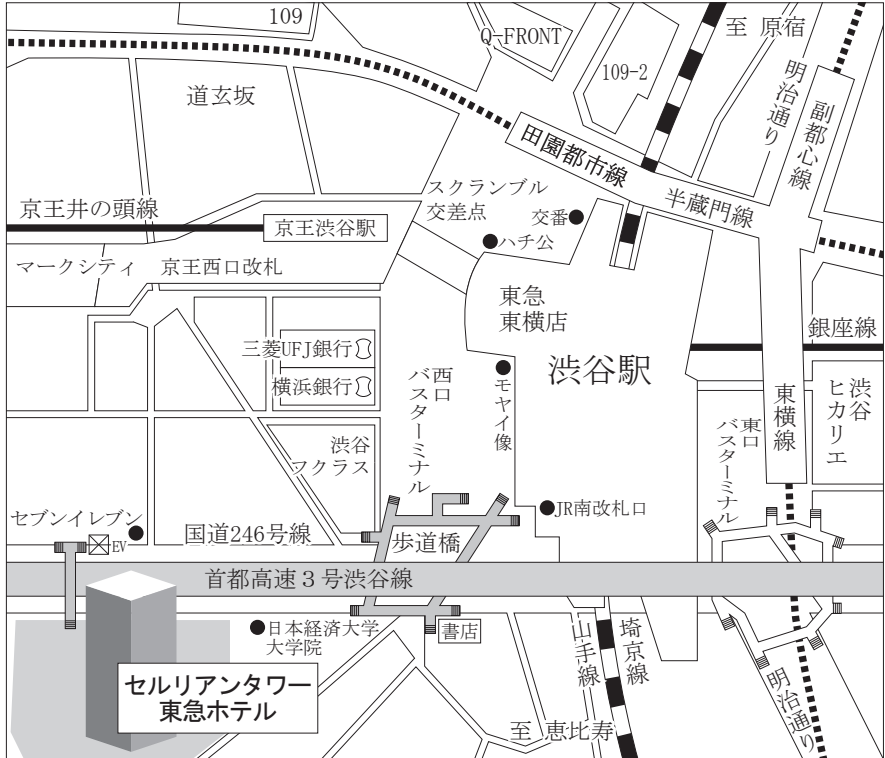
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町26番1号

セルリアンタワー東急ホテル 39階 ルナール

TEL 03-3476-3000 (代表)



交通	J	R	山手線・埼京線・湘南新宿ライン
	東急電鉄		東急東横線・田園都市線
	東京メトロ		銀座線・半蔵門線・副都心線
	京王電鉄		井の頭線
	各「渋谷駅」より徒歩5分		

◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。